（所在不明による支給停止の申請）

第百十八条の六　［略］

［一～三　略］

四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　払渡金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　［略］

2　［略］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［略］

2　［略］

一　［略］

二　払渡金融機関を変更するとき（次号に掲げる事由に該当したときを除く）　新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

三　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとするとき　新たな払渡金融機関の所在地、名称及び公金受取口座の口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨を記載したもの

四　［略］

［3～6　略］

（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［略］

［一・二　略］

三　請求金額並びに次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支払を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支払を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四　［略］

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［略］

［一～三　略］

四　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　還付金の払渡しを受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五～七　略］

2　［略］

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

第十四条　［略］

改正後	改正前
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

（所在不明による支給停止の申請）

第百十八条の六　［同上］

［一～三　同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

五　［同上］

2　［同上］

（退職等年金給付の受給権者の異動報告等）

第百十九条の七　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　払渡金融機関を変更するとき　新たな払渡金融機関の所在地及び名称を記載した届出書、預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

［号を加える］

三　［同上］

［3～6　同上］

（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［同上］

［一・二　同上］

三　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

四　［同上］

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［同上］

［一～三　同上］

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

［五～七　同上］

2　［同上］

（特例年金給付等の請求手続に係る国共済法施行規則の適用等）

第十四条　［同上］

改正後	改正前
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令の一部改正）

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載は注記である。